

令和元年度第4回香川支部評議会 議事概要

開 催 日	令和2年1月17日（金）15：00～16：45
開 催 場 所	香川三友ビル 会議室（地下1階）
出 席 評 議 員	（学識経験者）長山評議員、白井評議員、森永評議員 （事業主代表）丹生評議員、野崎評議員 （被保険者代表）小林評議員、繁村評議員
議 題	1. 令和2年度都道府県単位保険料率について 2. 令和2年度支部事業計画（案）及び支部保険者機能強化予算について 3. 中国・四国ブロック評議員意見交換会結果報告 4. その他報告

議 事 概 要	
議題1. 令和2年度都道府県単位保険料率について 【事務局より資料1-1、1-2に基づき説明】 ◆ 評議員からの質問・ご意見 【議長】 インセンティブ制度について議論しているが、実績値が1位の支部でさえインセンティブは0.042%であり、いかに小さいかがわかる。運営委員会でインセンティブ制度の最大の欠点はインセンティブが小さすぎることでありとの意見があり、そのとおりだと思う。 結局、医療費の部分で保険料率が決まる。地域ごとの医療機関の充実度による暮らしやすさや安心感といったものは反映されていないが、その地域で使った医療費が高ければ、その地域の加入者が健康保険料として負担するのは仕方のないことである。 ジェネリック医薬品に特化して議論するのは、使用割合が上がることで医療費が下がりインセンティブが受けられる可能性があるため、医療の供給・需要の関係を維持したまま、保険料を安くできるからである。だからといって、保険料率が劇的に下がるわけではないが、重要なことであり議論が必要だということ。 介護保険料率の上昇については、介護が家族によるものから社会全体によるものへと変化しているため仕方のないことである。 資料のシミュレーションによると、現時点では財政面で余裕はあるが、今後の制度改正、健康保険組合の解散、適用拡大など何があるか分からない状況や財政が悪化するリスクも踏まえて、将来の保険料率の引き上げを遅らせるために準備金をとっておきたいということ。年金と違って公的医療保険はこの程度の推計で十分であるし、これ以上推計してもほとんど意味がないと思う。 本部の理事長のご発言が妥当であると思うが、中長期的に平均保険料率10%を維持するということがよろしいか。	

【評議員一同】

異議なし

【議長】

激変緩和措置が今年度で終わるのは決まっていること。

また、インセンティブ制度については、様々な議論を経て結構複雑で凝った指標になっていると思う。運営委員会では、数年後に極端にバラつきが小さい指標が出てくれば、見直してはどうかとの意見があったが、現時点の実績ではそれぞれの指標、特に後発医薬品の使用割合はバラついているように見える。

半分より下位の支部は一律に財源負担をし、半分より上位の支部にはご褒美があるという特殊なインセンティブとなっている。これが、会社の人事評価であればいかがなものかと思うが、下位の支部が手痛い思いをしないような制度設計となっている。香川支部は今の順位でも最下位でも変わらないため、インセンティブとしていかがなものかという議論はあると思うが。

運営委員会ではまだ始めたばかりなので、このまま様子を見たらどうかという穏便な意見である。完全なインセンティブだとは思わないが、効果の程も明らかではないため、このまま何年か様子を見るということではよろしいか。

【評議員一同】

異議なし

【議長】

変更時期を毎年議論するのはなぜか。これは特殊な変更時期なのか。

<事務局>

社会保険料は月末締めとなっており、3月分は4月20日頃に事業主様あてに通知をお送りし、4月末までに納めてもらう。したがって、年度替わりからという意味である。

【議長】

保険料は3月分の給料で計算するのか。

<事務局>

社会保険料の計算は税金とは異なり、4～6月給料の平均をとってその年の9月から翌年の8月までの保険料を計算することとなる。

【議長】

以前よりこの制度であるため、加入者の方にとっては馴染み深いこと。変更時期についてはよろしいか。

【評議員一同】

異議なし

議題 2. 令和 2 年度支部事業計画（案）及び支部保険者機能強化予算について

【事務局より資料 2 に基づき説明】

◆ 評議員からの質問・ご意見

【議長】

支払基金でのレセプト点検は、内容点検も実施しているのか。それは全件か。

<事務局>

内容点検も実施している。システムを使用して全件点検している。

【議長】

支払基金の点検でクロ、グレーとなった案件のリスト提供はあるのか。

<事務局>

クロとなった案件は査定されたレセプトを見れば分かる。

グレーの案件のリスト提供はない。基金で査定されないものはシロということ。

【議長】

協会けんぽでは人力で一から点検するのか。

<事務局>

システムにより疑義レセプトを抽出し、その後目視による点検も実施している。

【議長】

長年の経験で点検するため、点検員の技量に依存するのは当然。柔整の照会業務の強化は、不正の金額が大きいためか。

<事務局>

近年、柔整の請求件数が増えており、香川支部で月に 15,000 件。健康保険の適用になるのは外傷だが、例えば急性期においては受診間隔が短いはずなのに、等間隔で受診しているといった不自然な案件がある。また、同一人物の請求書が毎月出てきて、1つのけがが治っていないのか、毎月毎月けがをしているのか、1つ目のけがが治らないうちに、2つ目3つ目とけがをしているのか、1カ月に3部位以上や15日以上 of 施術は不自然である。このような疑義のある請求書が全体に占める割合は、15,000 件のうち 0.21% と非常に少ないが、全国的な KPI となっている。

【議長】

ケガに限定されているのに請求件数が多いため、疑いのあるものを選別しているということか。

＜事務局＞

そのとおり。

柔整、はり・きゅうはレセプトと違い、第一次審査をする支払基金のような組織がない。診療報酬のようなルールもないため、施術者がその気になればいくらでも付け増しができる状況にある。そのため、患者照会等を強化して、不正請求の抑制につなげていく。

また、接骨院、整骨院、ほねつぎ等の看板には保険が使えますと書いていても、実際には肩こり等には保険が使えないというルールもあるため、警鐘をならす目的で引き続き照会業務を強化していきたい。

【議長】

昔から保険は適用されているのか。

＜事務局＞

昭和の時代から保険適用となっている。請求件数、金額ともにレセプトの1カ月40万枚、50億円と比較すれば少ないが、看過できない。ご不審な点があれば、情報提供いただければいつでも対応する。

【学識経験者】

支払拒否する割合はどのくらいか。

＜事務局＞

かなりの件数を差し戻ししている。

面接確認委員会を設置しており、会長以下に面接確認委員となつていただくなど柔道整復師会のご協力も得ながら、業界として浄化作用を働かせていこうということで協力をいただいている。

【学識経験者】

保険証が回収できない件数、使用してしまう件数はどの程度か。

＜事務局＞

今年度4月から11月までの1回目の文書催告が3,200件、その後の返却数・紛失数を除くと、1,200件ほどに減少する。

【事業主代表】

子どもが就職した際、知らずに扶養家族の保険証を使用してしまったことがある。返納金もお支払いした。

【議長】

日本年金機構が回収を代行してくれるのか。

＜事務局＞

資格喪失時に保険証を回収するのは年金機構の業務である。年金機構も最初の1回は催告するが、追いかけるのは保険証を発行している協会けんぽの仕事。返納金額は1カ月240万円ほどである。

【議長】

ジェネリック医薬品軽減額通知とはなにか。

＜事務局＞

先発薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、節約できる金額をお知らせするもの。

【議長】

大きな病院の切り替えが進むと大幅に率が上がるか。

＜事務局＞

薬局は調剤体制加算、患者は自己負担軽減というインセンティブが働くが、医師のハードルは高い。精神疾患の患者は薬を変えることへの抵抗感が強いなど、経済性だけの問題ではない。

議題 3. 中国・四国ブロック評議員意見交換会結果報告

【出席評議員より感想等を発言いただく】

【議長】

記憶に残ったのはインセンティブ制度の広報に関することであり、複数の支部でラジオ CM やローカルテレビ CM、ラッピング広告等を実施しているがあまり効果がなく、幅広い周知が困難であると思った。唯一、効果があるとの報告があったものは、平日夕方や日曜昼間のローカルの情報番組で5分から10分の1コーナーで取り上げてもらうことであった。ただ、取り上げてもらえるかは相手の番組次第でもある。一見、ジェネリックの使用促進に関して視聴者の興味は引きそうにないが、視聴率は高かったようだ。関心のある年齢層の方が見てくれて理解を深めてもらえるため、有効かもしれない。

今、インターネットなど様々な周知の方法があり手応えが得にくい中で、古典的な日曜お昼の情報番組がある程度の効果を発揮するというのが新鮮であった。

その他抱えている問題や運営そのものに大きな差異はないと思った。

【学識経験者】

保健事業に着目した意見交換であったため、どこの支部も様々な工夫をしながら取り組んでいることがよく分かった。そのような中で PDCA サイクルがどこまで回しているのか、地道にやっていかないと保健事業は結果が出にくい。取り組みをどのように結果につなげていくのかが目にみえるといいのかなと思った。

議題 4. その他報告

【事務局より資料 3 に基づき説明】

◆ 評議員からの質問・ご意見

特になし

以上

特記事項

・傍聴者なし